

令和5年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 令和5年8月29日(火)

午前10時から午前11時40分まで

場所) 宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

■出席委員(50音順)

市瀬智紀委員、金才努委員、小松崎あんな委員、針生英一委員
藤田祐子委員、横山広佳委員、渡部留美委員

■欠席委員

石川真作委員、佐藤金枝委員、山口泰久委員

■事務局出席者

佐藤健二 経済商工観光副部長
高橋征史 経済商工観光部国際政策課長
石橋純一 経済商工観光部国際政策課総括課長補佐

【1 開会】

【2 あいさつ】

【3 議事】

市瀬会長

それでは、議事に入らせていただきます。

先程ご説明がありましたように、多くの市町村において外国人住民の総数が過去最大の伸びとなっております。本日、第2回目の審議会において協議する第4期の多文化共生社会推進計画は、令和6年度に始まり令和11年度まで見通した計画となっております。令和11年というのは2029年ですので、一区切りと言われている2030年に近い年となっております。

今後、外国人住民の方々の数がさらに伸びていく中で、人権を尊重して社会参画を図れる、そういった多文化共生社会を推進していけるかどうかは、私どもにとっては経験がありません。どのような政策が効果があるのかについても不明です。これから、骨子の提案がなされますが、現場にいらっしゃる皆様から、ぜひ積極的なご意見をいただきまして、創造的な計画を作ればというふうに考えておりますので、本日もご協力よろしく願いいたします。

それでは議事事項の第4期宮城県多文化共生社会推進計画骨子案について事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（高橋課長）

改めまして国際政策課長の高橋征史と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、着座にてご説明申し上げます。

前回第1回の審議会におきましては、委員の皆様から本当に貴重なご意見賜り、ありがとうございました。本日は、前回皆様からいただきましたご意見、それからさらに私どもの方で、市町村のご担当の方にお話を賜りまして、様々な課題でございますとか、今後のあるべき姿、そういったものを頂戴いたしました次第でございます。本日はそのような皆様方からいただいたご意見、そういったものを、今回骨子案として、おまとめ致しましたので、今日のご説明させていただきますまして、ご忌憚のない意見を賜ればというふうに考えてございます。

まず、資料1をご覧くださいければと思います。今後のスケジュールにつきまして、簡単にご説明申し上げます。それで枠で囲っております本日8月29日は骨子案を審議賜ります。今日、皆様方の意見を賜りまして11月中旬には、中間案を私共の方でおまとめ申し上げまして、また再度3回目の、この審議会を開催させていただきますまして、ご議論いただきたいというふうに思っております。それを基に、12月上旬に、県議会の常任委員会へ報告申し上げますとともに、パブリックコメントを実施致しまして、広く県民の皆様からご意見を賜りたいというふうに考えてございます。それらの意見を基に最終案と致しまして、年明けの1月下旬に第4回、この審議会をまた開かせていただきまして、最終案の審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。さらに、審議会の答申、そして、県議会の議案審査、そういったものを経まして、来年6月下旬には、公表申し上げて、4月からの実施に、進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

資料2をご覧くださいければと思います。これは第1回の時に、皆様から賜りましたご意見、このような形でまとめさせていただいた次第でございます。こちら県の考え方と致しまして、私の前任でございます国際政策課長の渡邊が当日委員の皆様にご回答申し上げます。基本的にはその内容につきまして、ここに改めて文字で書かせていただいているところでございます。改めてご確認賜りまして、何か意見ございましたら、よろしくお願ひできればというふうに考えてございます。

それでは、資料3をご覧くださいければと思います。まさに今日はですね、こちらが本番になりますので、こちらにつきまして少々時間を賜りまして、私の方からご説明申し上げたいというふうに思っております。まず、左上1、基本理念と基本方針ということで、基本理念につきましては、「多文化共生社会の実現により、豊かで活力ある宮城へ」ということで、私ども数年使わせていただきました。この基本理念、これを踏襲させていただきたいというふうに考えているところでございます。それで、その下にあります基本方針でございます。第1回で私どもの方で、「多様な人材が活躍する地域づくり」ということで、お出し申し上げたところでございます。第1回目のところですね、こちら、渡部委員の方から、人材と言いますと何か、労働者の方に偏っているイメージがありますとお話いただきました。おっしゃるとおりだと思います。私どもの方と致しま

しては、この“人材”を“主体”というふうに代えさせていただいて、「多様な主体が活躍する地域づくり」というかたちで、基本方針を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

さらにその下をご覧いただきまして、基本的な考え方ということで、第1回では、「多様性を受け入れる文化を醸成」というかたちでお示したところでございます。こちらにつきましても、受け入れる文化、受け入れる、受け入れない、二者択一的なニュアンスもでございます。石川委員からもご意見を賜りまして、これを「多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成」ということでご提言をいただきました。まさに織り込んだという表現を使うことによって、受け入れる、受け入れないという、そういった択一的なものではなく、その多様性というものがあることによって、皆さんで新たな地域文化を作っていくかたちになるんじゃないかということで、私どももそう考えさせていただきまして、「多様性を織り込んだ新たな地域文化」というかたちで反映させていただいた次第でございます。

その次、2ののところをご覧いただきます。第1回で皆様からいただきました意見、それから市町村さんの意見、いろいろ私どもの方でまとめまして、改めて現状、課題の方を整理致しました。先ほど、副部長の佐藤が申し上げましたとおり2070年には人口推計によりますともう10人に1人が外国人になるということで、外国人の県民の方です、増加を考慮した生活、そして労働、これはまさに外国人の方にとってもそうでございますし、こちらにすでに住んでいらっしゃる日本国籍の県民の皆様に対しても、この生活労働環境、こういったものを、外国人の皆様が増えるということを前提としたかたちで、環境整備をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

それから2つ目の所でございますけれども、これも市町村のヒアリングの結果から、色々いただきました。市町村によっては、仙台市の様に既に多くの外国人の方がいらっしゃるのと、中にはですね、まだまだその外国人の方はそんなにいらっしゃらないという市町村もございました。後者のところにつきましても、まだ日本人と外国人の方が接する機会が限られておりますということでした。日本人の住民の方が、外国人を受け入れる意識がまだ整っていない。しかしながら、そういった市町村におかれましても、今後、各市町において外国人の方が増えるという認識は持っておられまして、そういったところからも、今からこの日本人の方を対象とした意識啓発を実施、もしくはその外国人がその地域にいらっしゃった場合に、この地域活動に参加しやすい働きかけ、こういったものもしっかりやっていかなきゃいけないということで、市町村さんの方からですね、こういったご意見賜ったところでございます。

3つ目でございますけれども、記載のとおり、今まで本県、中国、韓国籍の方こちらの比率が多くございました。しかし、最近のトレンドをみますと、様々な国籍の方が増えてございまして、例を挙げますと、例えばベトナムの方でございまして、ネパールの方、こちらの方に対する伸び率が非常に多くなっています。そういった意味で、言語も多岐にわたってきます。私ども当然のことながら、そういった言語に対応した例えば

ボランティア通訳の方、それから相談体制、そういったものを整えていく必要があるわけでございますけれども、なかなか、いわゆるその希少言語といわれるようなところにつきましては、その数の方も非常に限られてくるということで、ここは最近機械翻訳とか、そういったところも非常に日進月歩で進んでいるというふうに伺ってございますので、そういった翻訳機を活用できるところは、活用させていただく。さらに、そもそも私ども県民、日本国籍の県民がですね、やさしい日本語を使うことによって外国人の方に対してコミュニケーションを図っていくことも大切かなというふうに考えているところでございます。

4つ目でございます。まだまだ8月下旬になっても暑いわけでございますけれども、最近、気象災害の激甚化というものが、私どもの方でも感じているところでございます。例えば、大雨の情報とかですね。日本人は、即座にNHKとか、そういったところで情報をキャッチするわけでございますけれども、それと同じようにリアルタイムで外国人の皆様にもそういった情報をすぐにお届けする。これはこの激甚化を踏まえて、これをしっかりやっていかなきゃいけないというふうに、わたくしども認識をしているところでございまして、この防災情報の発信を外国人の皆様、活用しやすい方法こういったものを考える必要があるというふうに考えています。

それから、日本語教育でございます。いろいろ地域で皆様にご協力賜りまして、日本語教育、そういったものを提供いただいているところでございます。ただ、最近、例えば技能実習生でございますとか、特定技能の方、例えば、仕事を交代制でやっておられるとか、その工場の場合、それから寮の場合も、ちょっと遠くに離れていたりして、なかなか一つの場所に集まって日本語教育を実施する、もしくは、今までやっていた時間で果たしていいのだろうかといった問題提起もいただいているところでございます。従いまして、日本語講座の実施地域でございますとか、開講日時、そういったものをいろいろ考えていく必要がございますし、またこちらでもICTを使いまして、例えばオンラインで、配信をできないか、そういったところもしっかり考えていく時期にあるのかなというふうに考えているところでございます。

それから下から2つ目でございますけれども、私ども県といたしましては、これまで一番ボリュームゾーンでございました留学生の方、それから技能実習生の方といった、いわゆる青年から壮年期の外国人の皆様をターゲットとした施策を多く実施してきたところでございます。しかしながら、今後外国人の方が増えるということを考えますと、まさに女性の方でいえば、出産、子育て、そういったところを宮城でやっていただく場合も非常に出てくるだろうと。それから、小さいお子様がですね、学校現場に入ったといった時に、外国人の児童がさらに増加してくるだろうということで、相談内容でございますとか支援内容といったものは多岐にわたることが想定されます。例えば、教育委員会でございますとか、各学校といった方々のご協力を賜りまして、適切な窓口、そういったものをですね、私どもの方でも用意する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

それから最後でございますけれども、特定技能が創設以来ですね、技能実習だけじゃ

なくて、いろんな在留資格の方が入ってきている、外国人の方増えてきているところがございます。そういった意味で、外国人の県民の皆様が働きやすい、そして宮城に暮らしやすい環境、そういったものを整える必要があるというふうに考えているところがございます。

以上、現状・課題を踏まえまして、今度4期計画になるわけでございますけれども、4期においてどういったことを拡充していかなきゃいけないのか、もしくは新たにやっつけていかなきゃいけないのかということをもとめたのが、3の①から⑥でございます。

①のところでございますけれども、今後外国人の方増えるということを考えれば、多様性をお互いに認め、それから、個人の尊厳、それから人権を尊重するということができる宮城を実現しなきゃいけない。当然、私どもやってきたわけでございますけれども、改めてこう一丁目一番地として、個人の尊厳・人権、それから多様性、こういったものを強調して行く必要があると考えてございます。

それから②。外国人の方が宮城で暮らしていく際に、当然、日本人と同じように適切に行政サービスを受用していただく必要がある。それから共に生きる社会の一員として包摂される必要がございます。すべての人が一緒に社会をつくっていくことの必要性、それから意義という教育をしながら、外国人の方にとっても責任ある社会の構成員としての行動を促していく必要があると思っております。例えば日本のルールでございますとか、慣習そういったものにつきまして、色々私どもの方で説明申し上げて、特にルールにつきましてはお守りいただくとか、そういったところをしっかりとやっていく必要があるなというふうに考えてございます。

それから③番でございます。今、申し上げたとおり、いろいろICT化が進んでいます。DXと言うことで、私ども、全庁的にいろんなアプリとかそういったものを使ってやっておるところでございますけれども、外国人の皆様に対しても、DXを推進させて情報の迅速化といったものを図っていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、④日本語学校関係でございます。日本語教育、これにつきましては、私ども令和7年に公的関与の日本語学校の開設を目指してございますし、それから、皆様方のご協力賜りながら、地域日本語教室、そういったものを開設させていただいたところがございます。そういったところを通じてですね、改めてその日本語学習環境を引き続き整備していく必要がございます。

それから⑤でございます。記載のとおり労働人口がどんどん減少するということは、もう明らかでございます。そういった意味で、将来の働き手の確保、これが急務でございますので、外国人材の皆様が宮城で就労して、そして定着していただくために、宮城での暮らしやすさを整備するとともに、主に、事業所様にもご協力いただく必要がございますけれども、外国人材雇用促進に向けた支援というものを行っていく必要があるというふうに考えてございます。

最後⑥でございますけれども、外国人労働者の方、まさに国間の競争でございます。例えばお隣韓国、それから台湾の方でも実際、いろんなかたちで一生懸命、その外国人の方お招きしております。日本においでになっても、47都道府県、皆ほとんど条件同じ

ございまして、まさに 47 都道府県競い合って、やっている状況でございます。そういった意味で、外国人の皆様には選ばれる宮城、そして、宮城で能力を発揮したいと考えておられる外国人の方、そういった方をお招きいたしまして、実際に共生を図っていくということを実現していきたいというふうに考えているところでございます。

以上を踏まえまして、第 4 期の案ということで、右側に大まかな案の方をお示ししたわけでございます。現行の第 3 期と比較できるように、3 期もこちらに掲載をいたしまして、どのように変わったのかといったところもある程度お分かりいただけるように、工夫をしたつもりでございます。

今から第 4 期の案ということで、右側を中心に説明申し上げます。その中でも時間の関係上、今後拡充していくものでございますとか、新規であるもの、そういったところを中心に説明申し上げたいというふうに思います。

まず 1 番のところ、大項目です。“多様性を理解・尊重する共通認識の醸成”ということで、実はこれは第 1 回目では、“多様性を理解尊重する文化の醸成”というふうに書かせていただきました。で、こちらでもですね、前回、先生の方からご意見いただきまして文化、文化という形になってしまうので、分かりやすく変えたらいいんじゃないのかというご提案もありましたので、共通認識という言葉で、代えてみた次第でございます。

1 番の (1) (2)、それぞれ継続、拡充とあるんですけども、特に (2) は拡充というふうにさせていただきました、これは外国人材を雇用している企業でございますが、各関係団体に向けた人権の教育ですとか、多文化共生理念の啓発というふうにさせていただきました。私ども、実はその上ですね、(1) のところ、日本人県民に向けてそういった啓発、そういったものを中心に第 3 期ではやってきたわけでございます。第 4 期におきましては、その県民に向けたところも引き続き当然継続してやるとともに、今申し上げたとおり、外国人の労働者の方が増えることが予想されますので、企業にもしっかり啓発をやっていく必要があると思っています。拡充と申し上げましたのは、例えば、私どもで、外国人を多く雇っておられる企業さん、そういったところに、例えば人権の教育するためにどうしたらいいかという問い合わせがあった場合には、こういったことをやられたらよろしいんじゃないでしょうか、といったような物を作成したり、もしくは事業者向けのセミナー、そういったものを今後も開催、それから場所、そういったところを増やしまして、しっかりやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから同じく 1 の (4) です。これ拡充させていただきましたところございまして、いわゆる、やさしい日本語でございます。当然、各市町村さんの方でも力を入れてやっていただいておりますとともに、県でも市町村職員向けのやさしい日本語研修をやってきました。本年度におきましては、松島町、栗原市、白石市の方で実施していただくというふうに伺っているところでございます。私ども、このやさしい日本語、主にまずは市町村向けにさせていただきましたところですけども、今後はさらに拡充しまして、例えば社会福祉協議会とか、もしくは市民団体、そういったところのいわゆるその市町村以

外でも、外国人の方と接する機会が増えるであろう、そういった団体におきましても、このやさしい日本語の普及につきまして、例えば、いろんな教材の提供でございましてとかノウハウ、そういったものを共有していけたらなというふうに考えているところがございます。それから下の（５）、新規とさせていただきますが“外国人県民に対する日本および地域の文化・慣習・制度等への理解促進”ということで、やはりその日本独特のルールというものは、例えばゴミ出しにはじまりまして、色々なものがあります。そういったもの、やはり外国人の方にもお守りいただく必要がございます。従って、いわゆるそのニューカマー向けの生活適用支援ということで、私ども国際化協会の方でいろいろ実施してきたわけでございます。そういったものをさらにそのどんな需要があるのかということ、例えばゴミ出し以外のことでも共有していただく必要は何かないのか、そういったところを常々見直していきながら、資料や動画、そういったものを作成できないかというふうに考えているところがございます。

それから、最近、仙台市以外の市町村におきましても外国人の方が多くなってきております。そういったところにつきましては、往々にして、なかなか公共交通機関というものが厳しい状況になってございまして、例えば路線バスが廃止されて、いわゆるオンデマンド型のバスですとか、町民タクシーが動いているところが、今徐々に出てきております。そういったところ、いわゆるアプリを使ってバスを呼び出して回ってもらうとか、そういう形になっているんですけども、なかなか日本人でもこのオンデマンド型の交通って、なかなかやり方難しいと思います。なおさら外国人の方には、バスの呼び方とか難しいと思いますので、そういったいわゆる公共交通の足、それをしっかり外国人の方にも利用できるよう、しっかり私どもの方でご説明できる資料、そういったものを作っていくかやいけないかというふうに考えているところです。

それから２番です。“多様性を生かした地域の活性化”ということで、（１）は拡充とさせていただきますまして、外国人県民の皆様の地域活動への参加促進ということで、最近で言いますと市町村さんによって、技能実習生を多く受け入れているところでは、夏祭りとか、地域行事にもご招待いただいて、本当に活発にやっているところもあるというふうに伺っています。そういったイベントを周知する方法があるにはあるんですけども、市町村を経由して集めてやっているものですから、なかなかリアルタイム性について、ちょっと欠けるといったところがありますので、例えば、もう来週ありますよとか、もう３日後にありますよっていったところもですね、何かそのアプリみたいなものを開発して、時期にあったものがすぐにお届けできるような、そういった仕掛けができないかを考えているところがございます。

それから（２）でございます。これ新規にしましたけれども、市民団体の方でも今、積極的に、こういった外国人との、交流をやっているところがあるというふうに伺っております。市町村さんと意見交換して、名取市さんなんかですね、登録制の国際交流ボランティアというものを、ある程度リストアップされておられるようです。例えば、名取市のここでインドネシアの方向けのお祭りがある市民団体さんが開きたいといった時に、どなたかそのインドネシア語の通訳の方いらっしゃいませんかとか、イ

インドネシアに関する文化、お話いただける講師の方がいらっしゃいませんか。っていった時に、例えばそのリストから、こういった方がいるんじゃないですか。といったことを、名取市その国際交流の担当の方から教えていただくことによって、その会がさらに充実していくといったところがあるというふうに伺っております。こういった名取市さんでやっておられるような登録制ボランティアのリスト、そういったものを横展開できないか。といったところを考えているところでございます。

それから3番にまいりまして、“活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供”ということで、こちらもやさしい日本語のところにありますけれども、例えば仙台市さんなんかは、もうすでに多くのいろんな外国人の方に対応していただいているので、だいぶやさしい日本語を使った、いわゆる行政文書みたいなものをお作りになっておられるようです。そういったところですね、ノウハウをいただきながら、例えばやさしい日本語の雛形といったものを作れないかということも考えているところでございます。

それから同じく3の(3)それから(4)にあたりますけれども、特に(3)につきましてもはですね、先ほど申し上げた災害時における対応、これをしっかりやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、例えばプッシュ通知型のアプリ、そういったものを外国人の皆様にお使いいただけないかとか、それからエリアメール、それももちろんその多言語対応できないか、そういったところも防災部局と連携しながら拡充をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。(4)につきましても、その他、いろんな生活情報、そういったものにつきましてもICTを使ってDXを推進できないかと考えているところでございます。

それから4です。(1)でございますけれども、教育内容レベル尺度に応じた日本語学習の支援ということで、いろいろ他県さんの事例も伺っておりますと、なるべく、やさしい日本語ですとか、いわゆる日本語にまず関心を持っていただくということが大事だというふうに伺っているところでございます。例えば、岩手県さんの方では、やっぱり雪が多いので、その雪かきとか地元に密着したその教材の方を作成しておられるというふうに伺っております。より外国人の方に興味を持ってもらえるような教材の作り方、そういったものも他県の好事例、そういったものを勉強して拡充してまいりたいというふうに考えています。

それから(2)の日本語講座でございますけれども、冒頭申し上げたとおりで、なかなか時間、場所、そういったものが限られている外国人の方が多くなってくるので、ICTの活用とか、もしくはその場所・時間、そういったものをフレキシブルにできないか、そういったところを拡充してまいりたいというふうに考えてございます。(4)のICT、これも繰り返しになります。いろんなところでICT活用について試行錯誤をやっておられるようで、例えば蔵王町さんの方で、少人数のところをICTでまとめて日本語講座をやっておられるという話も聞いておりますので、そういった事例を勉強していきたいというふうに考えているところでございます。

それから5番、“ライフステージに応じた生活支援の体制強化”ということで、例え

ば（３）をご覧くださいますと、外国人住民に対するキャリア教育や学習機会の確保ということで、新規として挙げさせていただきました。今、国際化協会の方で、県の教育委員会への事業を受託致しまして、外国人の方向けの進路ガイダンス、そういったものを実施しております。それからSenTIAさんにおきましても、高校進路のガイダンス、そういったものやっていたいと聞いております。今後、外国人の児童生徒が増えていくことを考えれば、そのようなパイロット的な事業も含めてしっかり対応していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

それから（４）、医療、出産、子育て、そういったところの情報でございます。先ほど申し上げたとおり、国の方でもいわゆるライフステージに合わせた外国人に対する対応をしっかりとしなさいというふうにお話がありますので、例えば、医療関係につきましても、医療電話というものも徐々に普及しておりますので、私どもそういったメディフォンさんとかがやっておられるような電話、医療通訳、そういったものを活用していく必要があるなというふうに考えているところでございます。

それから最後、６番でございます。“就労支援の促進”ということで、今後、外国人の労働者の方が増えるにつれて、しっかり環境整備を整えるとともに、より多くの外国人の方に宮城を選んでいただく必要があるというふうに考えております。例えば（２）のところでございますけれども、実際の主な取り組みといたしまして、例えばインターンシップ、そういったものを本年度も事業者さんのご協力を賜りながら、実施をする予定でございます。今回も１０社程度の企業さんに手をあげていただきまして、インターン受け入れいいよというふうにおっしゃっていただきました。そういったところにつきまして、どんどん外国人の留学生の方とか、そういった方々にご紹介申し上げまして、宮城の企業のいいところ、そういったところをですね、実地に学んでいただいて、定着していただけるようなサポートをしていきたいと考えております。それから、その下に在留資格手続きのサポートということで、技能実習生、最大５年終わりますと基本的には帰国しなければいけないわけでございますけれども、中には、企業さんの方も非常に気に入っていただいて、長くその方に働いていただきたいと、そういった場合に、例えば特定技能に在留資格を変える必要があるわけでございますけれども、例えばその特定技能への変更には、行政書士さんに払うやっぱり費用等々かかります。そういった意味で、中小企業の方にとっては、なかなか厳しいところもございまして、そういった在留資格を変える場合の費用、そういったものも私どもの方で補助できないかということで、今年度も考えているところでございまして、今年度の事業の成果も見ながら、どのように拡充していったらいいのかをしっかりと考えていきたいと思っております。

それから（３）の就職や定着といったところでございますけれども、やはり宮城に来て働いてよかった、住んでよかったと言っていたらいいような施策が必要だというふうに考えてございます。ですから、当然のことながら、人権を尊重すること、これ当たり前のことですが、しっかりとですね、県民の皆さま、外国人の方、多様性を受け入れるということで、そういった共生の考え方を広くお伝え申し上げたいと考えてございます。そういった意味で、この合同説明会等々いろいろ書きましたけれども、そうい

ったところで、宮城の企業の魅力とか、そういったところもどんどん発信をしていきたいなと考えているところでございます。

以上が資料の3でございます。その他ですね、参考資料として、その次に参考1ということで、私ども、ここ2ヶ月余りにわたりまして、35市町村の担当の方全てご意見賜りまして、主なものをこのような形でまとめさせていただきましたので、あとでご覧いただければと思います。

本日は、今申し上げた資料3につきまして、皆様方から、色々こういったところを拡充したらいいんじゃないかとか、具体的にこう書いてあるんだけど、こういった点が足りないんじゃないかといったご意見を賜りまして、私どもの方で、しっかりそれを受け止めさせていただいて、より良い中間案を今度の秋に向けて作ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

市瀬会長

高橋課長、ありがとうございます。大変詳しく説明していただきまして、とてもわかりやすく拝聴させていただきました。特に、基本方針のところから始まりまして新たな概念としての多様な主体ですとか、多様性を織り込んだというような新たな意識変革につながるような表現を、今回こちらの方で提案されております。そしてまた2のところでは、多文化共生に係るアンケートを踏まえながら、次に取り組むべき課題を整備されております。そして、さらに詳しく第4期の具体的な案についてご説明いただいたところですが、そこでは、新規拡充事業がたくさん盛り込まれておりまして、特にDXやICTを活用した新たな事業の展開についてご説明いただいたところです。たくさん情報を頂戴したところですが、ぜひ委員の方から気がついたところから構いませんので、ご意見を賜ればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

はい、針生委員お願いいたします。

針生委員

ご説明ありがとうございます。理念は理念として、まだまだやはり現実とのギャップをどう埋めるかっていうところが非常に重要かなというふうに思っておりまして、特に参考1を拝見しますと、知らない外国人がいて怖いとか、心の壁を感じるとか、色々なことが書かれているわけですが、やはりその排他的な部分も、住民の中の意識としてはやはり多少なりともあるんだなということをちょっと思っております。この辺ですね、住民の理解をいかに促進していくかっていうのは、行政の一本足打法だけでは、やはり限界があるんじゃないかなというふうに思っておりまして、もっとこのさまざまな主体が、共生の重要性を常に各地域の中で発信していく。すなわち伝道師みたいな役割の人達を、やはり行政以外にも増やしていかないといけないというふうにちょっと思っています。その主体の一つが私は企業であるべきだというふうに思っておりまして、特に企業経営者の方々には、そういう伝道者としての役割をやはり果たしてもらいたいなというふうに思っています。外国人労働者も積極的に受け入れている企業っていうの

は、宮城県内でも数多くあるわけでございまして、そういう経営者の中には、外国人が暮らしやすい地域を作っていくとだめなんだと言うことを力説している方々、私も何人も存じ上げております。県もそういうその理念を共有できる経営者たちといかに、その積極的につながっていくのかということが非常に重要なかなというふうに思っております。そういった意味ではですね、つながっていくだけではなくて、こうネットワーク化していくことが重要なのではないかなというふうに思っております。

ネットワークを作っていく中で、彼らが、自分たちの地域でそういう地域づくりに参画をしていくと、発信をしていくというような循環が必要じゃないかなというふうに思っております。仮にこういうネットワークを作っていくのであれば中央会としてもやはり協力をしていきたいと思っております。中央会の役員の中にも、やはりそういう危機感を持っている方々がたくさんいらっしゃいます、もちろんその他にもいらっしゃいますので、そういう方々を中心として企業とのネットワークが伝導者となっていく流れが、非常に効果的なのではないかなというふうに思います。どうしてもそのセクターごとに縦割りになってしまいがちですよね。行政は行政、企業は企業、NPOはNPOとですね、どうしても縦割りになってきますので、そこにやはり横糸を通して、もちろんその企業だけではなくて、いろいろNPOの方々、行政の方々もそのネットワークの中で色々な情報共有したり、発信をしたりと、こういうような形が望ましいのかなというふうに思っておりますので、ぜひそういうことも骨子の中に入ってくるのといいかなと感じました。以上です。

市瀬会長

ご意見ありがとうございます。高橋課長、よろしく申し上げます。

事務局（高橋課長）

本当に針生委員をはじめとして外国人の皆さんに対してご理解いただいている経営者の皆さんには、本当に感謝申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

まさに企業経営の方、いわゆる人材が不足している中で本当に毎日のご経営をやられる中で、しっかりその外国人の方に対して思いやりを持って、経営されていることに、本当に重ねて感謝申し上げます。私どもの方でもですね、今の色々な外国人の労働者の方に対するマッチング事業でございますとか、それから説明会等を開いております、少しずつその外国人を雇用して、経営していらっしゃる方とのコネクションを持ち始めているところでございます。大きなネットワーク化といったところは、当然まだ至っておりませんで、今、針生委員おっしゃったようなしっかりとした形で、更にその中でそういった企業経営者の方のお考え、まだまだ私ども勉強不足なところがありますので、しっかりそういった方々の意見を取り入れるとともに、それを基に、今おっしゃったようなNPOの方とかも頑張っておられる方いらっしゃるの、何かおっしゃるようにネットワーク化、そういったものを含めて考えてまいりたいというふうに

考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

市瀬会長

ありがとうございます。行政以外に多文化共生社会を推進するステークホルダーのネットワークを構築すべきだというご意見、大変貴重だと思います。是非ご検討よろしくお願ひいたします。その他、何かございますでしょうか。小松崎委員お願ひします。

小松崎委員

資料3のやさしい日本語についてと、外国人の児童及びその保護者に対する支援の強化についてちょっとコメントさせていただければと思います。

やさしい日本語自体を知ることとはとても大事だと思います。特に、やさしい日本語を学ぶことで、外国人と接する自信がつくということが重要な気がします。皆さんご存知かもしれませんが、人は人と話す時、言葉の内容より話す声の大きさやトーン、笑顔の方が重要です。これをメラビアンの法則と言います。例えば、私が道を尋ねたとして「外国人だ。どうすればいいかわからない怖い。」という顔をする方と、「困ってそうだな。助けてあげよう。」という積極的な方では、言葉がよくわからなくても、後者と話したいと思います。まずは行政機関の方からやさしい日本語を学ぶという企画ですが、そこからボランティアの方々をはじめとした一般市民の方々にも浸透していけばいいなと思います。

次なんですけれども、3期から4期になって、“外国人の児童に対する日本語指導の充実”から、“外国人の児童・生徒及びその保護者に対する支援の強化”になりました。これも良いことです。私は、週3回、泉中央のロシア語話者の小学生に授業の同時通訳のサポートと日本語がよく分からないときは支援を行っていました。彼の支援を行っているうちに、彼に日本語を教えることだけではなく、ロシア人である彼のお母さんが同居する日本人の家族と満足にコミュニケーションを取れていないことに気づきました。それが大きな問題だと思いました。彼の祖母日本人とお母さんロシア人の間では、ほとんど会話がありませんでした。意思疎通ができず、日本人のおばあさんがいつも怒っているものだから、ロシア人のお母さんは大きなストレスを抱えていたと思います。ロシア人のお母さんが日本語勉強したくなかったっていうのも非常に大きな問題だと思っています。

小学生の子はいつもおばあさんのことを怖がり、いつもお母さんと一緒だったので、日本で暮らしていくには日本語能力はとても低かったと思います。個人的に感じました。私がロシア人の小学生の日本語支援を行っても、どうしても家族と過ごす時間の方がはるかに長いので日本語に触れる機会は、とても少なかったと思います。こういった家庭は全体的な支援を受ける必要があると非常に強く思っております。いろいろ考えたんですけれども、例えば、このお母さんの生活の不満のヒアリングとか、あるいは日本語学校への通学のご案内とか。その学校に行ったら「私一人じゃないんだ。他にも苦労している外国人、日本語が分からない外国人がいる。」と感じて、もしかしたら心が安らか

になるかもしれないし、ストレスは減っていくかもしれない。そういうことが必要だと思います。以上です。ありがとうございます。

市瀬会長

ありがとうございました。やさしい日本語というものが、日本人の側の共生の意識と結びついているという指摘をいただきました。またですね、日本に移住して来られた方、児童・生徒の保護者に対する日本語プログラムですね。こちらの方が明示されていないということがありまして、そのような情報提供と、積極的にご参加いただけるような、そういうあり方、方向性がとれるとよいというふうに感じました。それでは高橋課長、よろしくをお願いします。

事務局（高橋課長）

小松崎委員、どうもありがとうございます。やさしい日本語、確かに私自身もですね、本当に外国人の方に対してやさしい日本語を使っているのかどうかという、いつも自問しております。簡単なプログラムでも、やっぱり2時間ぐらいの勉強をしないと分かりませんし、もし、その2時間の勉強をしたとしても、本当に外国人の方に必ず毎回やさしい日本語を話せているかというとなかなか難しいところがあると思います。私どものようなですね、国際交流、国際経済をやっている人間はですね、ある程度行政職員として、やさしい日本語の存在はある程度分かっているわけでございます。けれども、実際に外国人の方がいらっしゃるような窓口ですね。その住民票を取るような窓口、それから税金の支払いをしていただく窓口、そういったところの職員には、やっぱりまだまだ私どもの努力不足でして、そういった職員に対するやさしい日本語は、まだまだ浸透し切れてないというのが現実でございます。したがって、行政職員の中でも、しっかり広げる必要があるというふうに考えております。

それから、行政職員だけじゃなくてですね、今、小松崎委員がおっしゃったようなロシアのお母さんが困っていると、そういった場合に、じゃあ、誰がそういった方を探知できるかという、例えば民生委員の方であったり、地域の町内会で積極的に関わっておられる方であったり、そういった方が、「あのお母さん、今ストレスを抱えてんじゃないのか。」とか、「元気ないんじゃないか。」といったところを、一番に発見される方になる可能性も高いというふうに考えてございます。ですので、私どもとしてはそのやさしい日本語をそういった地域の方、町内の方、もしくは民生委員の方、そういった方々にどう広げていくかっていうところも、今回、向こう5年間でこれ大切だというふうに考えております。今、小松崎委員がおっしゃったようなこと、やっぱり大変なんだということがわかりましたので、改めて考えてまいりたいと考えてございます。

それから、ロシアの方のお子さんですね。不憫ですよ。おばあさんとお母さんがね、仲が悪いと家に帰りたくないなあっていう気持ちにもなるでしょうし、それがなおさら言葉の壁があると、どのような形で解決したらいいのかと悩むところもあると思います。従いまして、話が繰り返されるかもしれないけれども、民生委員の方、もしくは学校

の中でそういう状況が把握されればですね、例えば、そのロシア人のお母さんに対しては、日本語を学べるところをご案内申し上げるとか、もしくはその日本人のおばあさんも、例えばロシア語、一から勉強難しいかもしれませんがね。もし興味があるのであれば、そういったロシア語の簡単などこやっておられるよっていうところがあれば、そういったところを紹介できるような、やはりその草の根のネットワーク、そういったものもできないかといったところも含めて考えていきたいなと考えています。ありがとうございました。

市瀬会長

大変温かいお言葉ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。金委員からお願いいたします。

金委員

ありがとうございます。私達がこうやって、外国籍の住民たちにどのように彼らをこうサポートして、同じ県民、また一緒に素晴らしい宮城を作り上げるかっていうことをいま話し合っ、いろんな政策とかをつくっていることだと思っんですけども、多分、私があんまりこう知識がなくて、こういう意見を言うのかなっていうことであれば、教えてもらいたいんですけども、よく区役所とかどこかに行くと思っ意見箱とかが置いてありますよね。そこに感じた苦情、またはトラブル、またはこういうものを直してほしい、こういう助けが必要っていうそれぞれの場所にそういった意見箱があるんですけども、それを外国人がちゃんと使えるように、それを知らせるのはとてもいいんじゃないのかなと。もうすでにやっているかもしれないんですけども、私がただ知らないだけかもしれないんですが、例えば日本語学校では、多分、先生たちがその生徒さんたちが学校で生活できるための情報を集めたくて、そういうのをやっているかもしれないですね。でも、ほかの場所で意見箱があっても、それは外国人の私が書くものではないとか、多分遠慮するところもあるかなと思っんですね。なので、そういう外国人の従業員がいるその会社や企業、またはそうやって市役所や区役所に訪問をする、役場に訪問する方たちもちゃんとそれが使えるように伝える、そういうのをお知らせをする。それで、それをちゃんとその母国語で読んで何でもいいので書いて入れてくださって伝えたら、私たちがここでいろんな共生社会のためにいろんな案を出しているんですけども、やっぱり彼らが思っていることを、そこから拾えるのが一番正確で早いんじゃないのかなと思っました。以上です。

市瀬会長

はい。いかがでしょうか。それでは、事務局高橋課長よりお願いします。

事務局（高橋課長）

ありがとうございます。今、私も不足してるなと思っました。意見箱ってのは、確か

に設けて、もう 10 年以上はどこでも多分あるなと思うんですけども、確かにその多言語で外国人の方から意見をいただくという視点は、正直欠けていたところがあると思います。しかも、その意見箱もとりあえずその行政サービスを向上させるような課が、とりあえず置いときなさいっていう形で、日本語でだけ置いているところがほとんどじゃないかなっていうふうに思います。一方で、先ほど申し上げたとおり、窓口にいらっしゃる方ってというのは、もう外国人の方も多くなってきていて、例えば、住民票ひとつ取るにしても、書き方とかなかなか慣れないと複雑でわかりにくいですよ。そういったところで、例えばその色を使って、青い紙が住民票ですよとか、黄色い紙は戸籍ですよ、といった感じである程度、その外国人の方にも分かりやすいものがあるということも、多分、行政職員としてなかなか気づいていない人間が多いと思います。そういった意味で、外国人の方向け、外国人の方にも使っていただけるような目安箱といいますか、そういったところを今、痛感をいたしました。そのあたりも検討材料にしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

市瀬会長

大変ありがとうございます。外国人の方から見た行政サービスに対する改善をどう吸い上げていくかという貴重な視点を頂戴できたかなというふうに思います。その他、いかがでしょうか。渡部委員、お願いします。

渡部副会長

東北大学の渡部です。第 4 期の案ですね、すごく現在の状況とか、環境にあった一つ一つ、細かく作成していただいて、ありがとうございます。一つ一つのコメントは、なかなかすぐには難しいですけども、感じたことを簡単にお話させていただきます。私、大学で授業を持っています、前期春学期でひとつやった授業が、地域の方がやっている活動にグループで参加するということで、留学生と国内学生のグループが参加するというものやったんですけど、ひとつですね、お電話した時に、留学生も参加しますって言ったら、急に驚いたみたいで「日本語ができるんですか。」とかですね、「いや日本語でやっている授業なので、全く問題はありません。」と言ったんですけど、最終的にお断りになられて、あとで聞くと、やっぱりこう外人っておっしゃっていたんですけど、今、まだ外国人が来ることに対して、非常にこう驚いたというか、受け入れ態勢がまだ出来てないので、断られたということが後になって分かったんです。私のように、大学で働いていると外国の方も多いので、普通だったと思うんですけど、まだ地域の方には外国の方とか、留学生と接したことがない。知らないだけなので、悪気はないと思うんですけども、やっぱり知らないってということだけで、やっぱり恐怖とかこう心配っていうのが発生するのかなと思っています。これからの私の役割というか、地域への理解というか、深めていく必要もあるかなということの一つ反省したということがありました。東北大学なんですけれども、おっしゃるように大学でも多様化、国籍、出身国の多様化がかなり進んできていまして、コロナ明けでまた留学生の人数も盛り返ってきていて、

今2千人以上ですね。年間だと、3千人以上を受け入れております。サマープログラムとかも入れて、90カ国地域ぐらいの学生がいて、短い夏だけ来る学生もいれば、もう何年も学位を取るまでの学生もいたりして、留学目的も多様化しています。あと指導言語もですね。日本語がゼロでくる学生も、ご存知のようにかなり増えていまして、学部レベルから大学院レベルまで増えていきますので、大学としてもどういうふうにかこう学生にオリエンテーションなりいろいろこう指導というか、教育をしていくかっていうのは、もうその都度考えているところではあります。なので、日本語ができないっていう学生は、確かに日本のこととか宮城のことをご存じないということもあるかもしれません。ゴミの捨て方ひとつにしても、知らないだけで間違っただけで捨て方をしているっていうことになるので、それをこう周りの住民が見て、やっぱり外国人だから守ってないというふうに思われるのは非常に残念ではあるかなと思います。一方でもしかして、本当に出身国によってゴミの捨て方って違うので、日本でもその自分の出身の捨て方、いろいろありますよね。日本よりもっときちんとしているところもあれば、全部いっしょくたにするところもあるので、そのルールをそのまま踏襲しているところもあると思うので、しっかりとした、教育なり指導なりをしていかないといけないかなと思っております。

全体的に思ったんですけど、語弊があったら申し訳ないんですけど、多文化共生ということなので、将来的にはこういった外国の方は、お客さん扱いではなくて、やはり一緒に住む人、住民として、私たちがサポートするだけではなくて、外国の方が自立して、同じ立場に立ってですね、外国の方も私たちがサポートするとか、色々あると思うんですね。若い方がいらっしゃったら、高齢者の日本の方をサポートするとか、外国の文化とかを教えてもらうとか、いろいろそういった外国の方が主役になるようなプログラム作りとか、そういった活躍の場を広げていくことによって、お互いがこう平等な立場にたつのかなというふうに思っています。それが共生なのか、私もまだまだ勉強不足なところはありますけども、常々感じているところではあります。以上です。ありがとうございます。

市瀬会長

東北大学の現状を踏まえてご意見を頂戴致しました。事務局の方で、何かございますでしょうか。

事務局（高橋課長）

ありがとうございます。渡部先生におかれましては、東北大学で留学生の方をご支援いただきまして、本当にありがとうございます。留学生の数、割合としては、47都道府県で宮城県は多い方でございます、まさにそのなかでもやっぱり東北大学の皆様方ですね、ご支援いただいているというかたちでございます。1人でも2人でもですね、東北大学を卒業した留学生の方が、宮城に定着していただけたらなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

まさに先生がおっしゃられたように、その外国人をお客様扱いじゃなくて、これ当た

り前にお互いに住む人間同士といたしますか、そういったことにやっぱりしていかなきゃいけないなと私どもも思っております。お互いに教え合う、お互いに文化が当然違うわけでありまして、お互いに良いこと悪いことあるわけでございますけれども、その違いをしっかりと踏まえて、そして共生していくというあり方、まさに先生にも今後、教えていただきたいというふうに思っております。まず、冒頭の例でございまして、そのフィールドワークといった時に、外国人の方に対するですね、なかなか壁があるというふうに伺いました。ちょうど、河北新報の読者の声の欄がありますけれども、2、3カ月前に、確かイギリスの留学生の方だったと思うんですけども、日本人の方は日本人同士で話をして僕たち外国人にあまり話しかけてくれなくて、さびしいみたいなことが書かれていたことがありました。僕もちゃんと外国人の方にお声がけしてるかなって、自分自身を反省したところですね。そして、1週間か10日して、日本人の男性の方がそれに返答するような形で書いていました。日本人ってのは、なかなか恥ずかしいところがあって、外国人の方に話しかけたいと思っても話しかけられないところがあるんですよ。だから、僕も話しかけていきますから、その外国人の方もですね、気にしないでくださいというふうに、その日本人の方は、返答するような形で書かれていました。非常に心温まる回答だなというふうに思いました。日本人の中には、確かにその外国人って聞いただけで、まだまだやっぱり接し方が慣れてない方もいらっしゃるかもしれませんし、一方でですね、話しかけたい状況にあるけれども、まだ恥ずかしいとかですね、まだどうやってとか、英語じゃないとダメなのかとか考えておられる方いらっしゃると思います。まさにそういったところですね。例えば、いろんなその市町村さんの話を伺っておりますと、地域のお祭りに積極的にその外国人の方をお招きしているとか、そういった企業もあるというふうに伺っておりますので、まずはその肩肘張らず、いろんな日本のコミュニティの中にどんどん外国人の方が入っていただいて、そして一緒に話し合う。それで一緒に何かお祭りをする、何かひとつの目的を達成しようというところの過程でもって、お互い分かり合えるところがあるのかなと考えてございます。それに、東北大学さんのほうでやっておられるようなフィールドワークでございましてとか、いろんなイベント、そういったものを私どもいろいろ勉強させていただいてですね、横展開をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ご指導の方、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

市瀬会長

どうもありがとうございます。渡部先生の方から、最後の部分で外国人が支援の対象者とか、あるいは外国人を受け入れるという視点ではなくて、地域において主体となるようなというご意見、視点を頂戴したのかなというふうに思います。今回の基本理念の方でもですね、受け入れるというところから織り込んだというような表現にもなっておりますので、まさにそういう外国人の方が主体として活躍できるような地域といったものが、第4期の理念の中に、しっかりと浸透していけばいいのかなというふうに思います。

蛇足になりますけれども、思い出すのは3.11の東日本大震災の時ですね。地域には高齢者とか、なかなか動きづらい住民が多かった中で、外国籍の方が積極的に支援に回った。そういった過去の経験も思い出すところです。もう一回、ご質問に戻らせていただきたいと思います。藤田委員よろしく申し上げます。

藤田委員

第4期骨子案を拝見して方向性も必要なことは全部書いてあるし、取り組みもすごくいろいろこういうことをやると、いっぱい考えていて、第4期のこの骨子案を見ると、すごいな、いいなと思うんですけども、そうすると、あとはこの方向性がどうすれば実現するのか、取り組みがどうすれば成果が上がるのかっていうところだと思うんですね。こういう計画、推進計画とか多文化だけに限りませんが、計画を立案する部署と、多分それを実際に執り行う部署とか、またその成果をこう確認できる部署とかいうのが、どうしてもこう行政庁だと担当者が違くなってしまふからなのか、もしくは宮城県さんだと中に市町村さんもありますので、そこで主体がこう違っちゃうとかいうこともあるのか、そういうことが影響しているのか、どうもその方向性とか取り組み案自体は非の打ち所がないんですけども、成果として、それが目覚ましく上がっているかという、残念ながらそうならないっていう現実は、どの分野においてもあると思っております。そうすると、せっかくこの第4期骨子案、すごくいいもののできているので、あとは、この計画の実現と成果をあげるということに腐心するべきだと思うんですね。で、我々のような市民というか、実務家というかは、もうその成果を上げる、実現するという所を、なりふり構わずそちらに目標を持っていっちゃっていいと思うんですよ。これだけの骨子案ができて。わかりやすいのは、その成功体験の共有と言いますか、そういうものが早いと思っていまして、上の方から「こういう案を決めました。こういう取り組みがいいと思います。さあ、みんな頑張ってください。」って言われてもなかなかできない市町村も多いでしょうし、企業さんもそうでしょうし、学校もそうでしょうし。で、この今回いただいた参考資料1を見ても、だいたいこう主体によって差があるというか、なんとなく共通認識、その多様性、理解・尊重に手応えを感じかけているところもあれば、もう全然無理、そんなこと言われてもみたいなどころもあるっていう状況かなと思っております。そうすると、そういうところにA市ができていから、B市も頑張ってやれと上から言ってもできないものはできないんですね。そうすると、早いのもってやっぱりA市でこういうことをやったら受けが良くて、こうこうこうやったら、すごくこの先、こういう成果があつて繋がったみたいだよっていう、そういう成功体験を共有するとか、そういう現場レベルでもうできたことがなぜできたのか、どういう成果があつたのかっていうことをこう横に伝播していくというか、そういうようなことが必要かなと思っております。だから、もう第4期ということで、今まで第3期でいろいろやってきているわけなので、これまでのその検証とか、振り返って、これはよかったっていうものがあつたらですね、なりふり構わずみんな同じようなことをまずやってみるとか、そのぐらゐの実現に対する意欲というか、何というか邁進するとい

うか、そういうような発想があってもいいのかなというふうに思いました。

せっかく4期の骨子案が良いので、あとは実現かなと思っております。先ほどから、委員の皆様からも意見が出ているんですけど、実際にその住民の方、外国人の住民の方、その周囲にいる住民の方、家族の方、学校とか企業で接する方々がどう受け取るのか、そういう方たちにとって、市民にとってこれはすごく良かったっていうものを、こう把握して、それを共通体験にする、認識するというのも必要だと思いますし、あとどうしても行政の方で何がしかの政策とか取り組みとかやっていくことが必要となると、その行政レベルでも、これはすごく良かった、反響が良かった、こういう成果があった、職員としてもすごく今後やる気になったとかいうようなことがあれば、それを共有していくっていうのは、すごく重要なことじゃないかなと思っています。

0から1からやれというよりは、みんなが100はなかなか難しいんですけど、30までやった人がいれば、もうそこにもう混ぜちゃって、すぐこっちも30まではできる。次はもうみんな研修に来て、見に来て、なるほど、うちもやろうっていうことで、みんなそういうふうやっていく。そういう実現の方法とかを具体的に考えられて、現実化していくといいのかなって思いました。

市瀬会長

ご意見ありがとうございます。やはり県でできることには限界がある。素晴らしい骨子案ではありますけれども、そういう限界もありますので、市町村で成功事例をどう共有したり、あるいは職員間で共有を図っていったらいいのかという問題提起を頂戴したところかと思えます。事務局の方より、よろしく願いいたします。

事務局（高橋課長）

藤田先生、ありがとうございます。まさに、私ども県の国際政策課の職員、20名、30名おりますけれども、県職員全体で約5千人いるわけでございます。直接に国際携わっているものは本当だった5千人の内20人、30人しかいないわけでございます。私どもだけがこれを知っていても、正直言ってもうもうほとんど意味がないと同じようなものでございます。先ほどのご説明の繰り返しになるかもしれませんが、まさに特にその窓口をやっているような職員とかですね、もしくはその地方出先機関にいる職員、それこそが、まさにその外国人の方と接する機会が多くなってございます。例えば、その5千人のうち、この県庁にいるのは約2千人ぐらいなんです。残りの3千人はいろんな出先機関で働いているわけございまして、そういった出先機関で働いている職員も含めてですね、外国人と共生していくための行政のあり方、やさしい日本語のあり方、これをしっかり私どもの方でも研修等やっていかなきゃいけないと思っております。

それから、市町村さんの意見を色々拝見していると、例えばその仙台市さんなんか、もう政令指定都市でございまして、国からの情報も県とほぼ同じ情報が流れてくるわけでございます。そして、そこから5つの区へ伝達をしなければいけないので、本当に例えば外国人の施策に対して、私ども舌を巻くぐらいですね。仙台市さんについては、

すぐ翻訳をすとかですね、まさにそのマンパワーもございますし、それから、予算そういうところもしっかりやっておられるので、もう私どもは勉強するだけという感じでございます。一方で、小さい市町村に行きますと、例えばその国際交流を専属でやっている方っていうのは少なく、いろんなその全体的な企画とか総合政策、そういったものをやりながら国際施策をやっているということで、「なかなかもう、私も大変なんです。」っていうお話をいただいたところでございます。藤田先生がおっしゃったように、そういったところが一からやるためには、本当に時間も足りなくて、だったらもう諦めようという話になってしまいますので、例えば、その仙台市さんのノウハウを移転できないかとか、もしくはその47都道府県でいえば、例えば、埼玉県とか群馬県のように、昔からその外国人の方が多いところにつきましては、私ども宮城県全体で見てもですね、まだまだ勉強しなきゃいけないところもあります。そういった47都道府県の中でも、その先進的な都道府県さんの勉強も、今後やっぱり4期に向けてしていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

それから、区市町村職員だけでも当然ダメでございますので、市民レベルの方、企業の皆様にもご協力賜る必要がございます。そういった意味で、私ども、細々ながら、いろんな多文化共生のシンポジウム等々やってきたところですけども、予算とかの制約があります。先ほど申し上げたように、市民団体の皆様の中でもですね、積極的にそういった行事、外国人の方をお招きして行事とかをやっておられるところがありますので、国際化協会の方では、そういったところに対する助成金とかもですね、お出しをしている場合もあります。やっぱりお金がかかるところもありますので、資金的なところも一生懸命情報提供しながらですね、市民の皆様、それから企業の皆様にもご協力を賜りながら、本当にこの計画をですね。どのように実行して行くかっていったところですね、そこも本当に第4期に向けて頑張っって参りたいというふうに考えております。ありがとうございます。

市瀬会長

よろしいでしょうか。それでは、横山委員からお願いいたします。

横山委員

はい、私からは外国人児童・生徒の支援、その保護者に対する支援についてお話しさせていたきたいと思っております。骨子案を拝見致しまして、3期のものよりも具体的な取り組みがあったり、それが継続されていることがすごくいいな、ありがたいなと思っております。

私から大きく分けて二点意見をお伝えできればなと思っております。仙台市は、先週の金曜日から学校が始まりまして、本校には外国籍児童がまた新しく入ってくるってことはなかったのですが、お話を聞くところによると、もうこの夏休み明けに5人、日本語がわからない児童が入ってきたという学校もあって、それも、本校のような国際教室があるような学校ではなくて、5人が一度に入ってくるとなかなか大変ですという話を聞いた

りもしております。やっぱり日本語が分からない外国の子どもってというのは、入って来た当初は、すごくストレスがあって、結構パニックを起こしたりとか、自分の思っていることを日本語で伝えられない、言っていることがわからなくて、非常にストレスを抱えたりということで、落ち着きがない子どもが結構多くてですね、本校にもいましたし、他校でもそういう話を聞いております。そうすると、なかなか他の日本人の子に影響があったり、そのクラスが崩壊に向かってしまったりということも聞いております。具体的な例で言うと、本校に前までいたある男の子なんですけど、本校でも最初は慣れないところがあったんですけど、昨年度にほかの学校に転校して、また仙台市内の学校なんですけど、そこでまたクラスが崩壊ぎみになってしまって、この学校はよくない学校だと、保護者から苦情というか、そういうものがあったというふうに聞いて、とてもその学校での対応に苦労しているということで、そうなってしまった要因はいろいろあるんですけど、そういったなかなか日本語で支援ができない子どもがいるって事も一つの要因だと思います。本校にいた時にはそういうことはなかったのですが、やっぱりそういった子どもに対する支援がなかなかできないという学校が非常に多いです。

子どもが日本語を分からないというだけでなく、保護者としてなかなか相談できない、担任の先生だけじゃなくて、学校自体に相談できないってところもストレスになっていて、学校に対する不信感であったり、そのある一校のイメージでしかないんですけど、日本の学校ってこういう学校なんだってイメージダウンになってしまうのかなっていうところを私は恐れておりました。この骨子案の中から言うと、4の(3)であったり、5の(2)の部分だと思います。

私としては、大きく3つこういうことがあったらいいかなって思う提案なんですけど、まず一つ目として、私のような専任教員を学校に配置できたり、国際教室のようなものを配置できたらいいかなと思ってます。5の(2)の一つ目の丸の指導補助者の派遣っていうのも、うちの学校でも申請しております、4～5名いるんですけども、そのかたも週2時間とかしか来られなくて。それも、学校によって違うんですけども。週2時間で何が支援ができるかってなかなか難しいところもありまして、やっぱりそこにずっと私のように専任でおりません。教員が何かするとか、担任が何をするっていうのが一番子どもにとっても保護者にとっても大きいところでありまして、この指導補助者は本当にもう補助でしかないというか、そういうところがありますので、そこはもちろんうまく活用しつつも、学校に必ずいるよって、その保護者としても子どもとしてもこの先生に相談しておけばいいよっていう安心できる窓口というか、そういったものが学校の中にあるといいのかなと思ってます。

あと、自動翻訳機の事なんですけど、いろんなところで活用できると思いますが、学校でも非常に活用しております。ただ、仙台市内の話で言うと、本校の国見小学校だけじゃなくて、ほかのいろんな学校で必要とされておまして、本校で6台借りていたんですけども、返してほしいということで返却したりしています。本校では1クラスに約1～2名ぐらい、日本語がわからない子がいるんですけども、それでも1クラス1台は難しく、1学年に1台でも難しい状況で、ポケットクだったり高いんですけども、

配置してもらえると嬉しいなあという現場の声もあります。

あと3つ目なんですけども、仙台市内、外国の児童が多いんですが、例えば横浜市とか、もっともっと学校の半分以上が外国の子どもがいるっていう学校もありまして、そういった学校でプレスクールを行っているところもあります。日本に来たはじめての一年間は、学校でサバイバル日本語を学んでから、公立学校に入学するというようなこともあります。なかなかそこまで難しいかもしれないんですけども、そういった日本語が0の状態の児童に対しての支援もあった方がいいかなと思っております。

それが大きな枠の1つ目なんですけども、2つ目として4の(3)であったり、1の(1)などに関係あるのかなと思うんですが、学校ではコロナ前の行事が結構復活しております、学校内の行事だけじゃなくて、例えばPTA行事であったり、地域支援本部のイベントであったりが再開しております、そこが外国人の保護者と交流する機会にもなっております。それはすごくいい傾向だなというふうに思っているんですが、PTA、本校の保護者も、外国語、英語が堪能であったり、外国人と接する仕事をしている方がいたりとか、そういった人材を活用しながらイベントを行っています。ただ、その一方でやっぱりどうしても英語が分からないし、外国人と話すのに抵抗があるなっていう保護者もいて、学年ごとに保護者は違うんですけども、その学年によってやっぱりやり方が違って、外国人との交流が難しいところもあります。学校は保護者と子どもと先生とだけではなくて、いろんな地域の方々絡んでくる場だと思うので、そういった人たちがその外国人の子どもとか、保護者に対してどうやって接していったらいいのかなってわからない保護者も結構多いので、そういった子どもと保護者だけじゃなくて、地域全体の子どもの取り巻く人に対して、そういった啓発なども必要なのかなというふうに思っております。以上が私が意見としてお伝えしたい事の二つです。お願いします。

市瀬会長

学校現場の実情を踏まえて、具体的なご提案を頂戴いたしました。ありがとうございます。事務局の方で何かございますでしょうか。

事務局（高橋課長）

横山先生におかれまして、本当に国際教室というまさに先進的なところで色々ご苦労されている中で、本当に貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。私どもとしては、国際化協会と一緒に、地域、それから学校現場、そういったところに対して、ご支援を申し上げているところでございます。今回、教育委員会が私ども、その宮城県国際協会に、外国人児童生徒学習支援事業ということで令和4年度からですね、人材を派遣申し上げて、今先生がおっしゃったような形で、現場に入っていくって、場合によっては、通訳をされるとかですね、まさにその児童生徒さんがしっかりその勉強できるような体制を整えているところでございます。ただやはりですね、まだまだその人数でございまして、時間でございまして、そこはですね、横山先生おっしゃったように、本当にこれで大丈夫なのかっていったところのご心配は、まさに私どもも共

有をしているところでございます。教育委員会の方で具体的な学校現場でのですね、今後予算措置でございませうとか、そういったところをお願いしなさいいけないところなんですけれども、私どもの方で、知事部局としてご支援申し上げるところはしっかりやっけていかなさいいけないというふうに思っておりますので、例えば、国際化協会に対してですね、私どもいろんな事業を委託申し上げております。教育委員会の方でもやっておりますので、今先生おっしゃったようなことですね、しっかり教育委員会にも伝えまして、教育委員会と私ども知事部局と、一生懸命やっけていかなさいいけないと思っております。

いずれにつきましても、例えば、ICTの問題でございませうとか、予算に関わるところもありますので、これは学校現場の実情、これしっかり把握した上で、今ポケットとかの話ありましたけれども、やはりそのお金がかかるところもありますので、そこは一人一人のですね。児童生徒さんに対応できるようなところ、しっかり努力していかなさいいけないというふうに思っているところでございませう。

今日、骨子案を審議いただいて、今後さらにここを詰め、実際、具体的な策でございませうとか、先ほど藤田先生からおっしゃったような、実際にどう進めていくのかといったところに、今後この秋に向けて私どもの方で調整入っけていくわけでございますけれども、具体的にその教育委員会と共同していく部分、これも多数でございます。従いまして、今日いただいた先生の御意見を踏まえながら、教育委員会と私どもこれ膝詰めで話し合っけていかなさいいけないというふうに考えてございませうので、また次の中間案の時までに、私どものほうで教育委員会と話し合っけて内容につきまして、ご説明できるところはご説明してまいりたいというふうに考えておりますので、またそれを踏まえてですね、ご意見いただければというふうに思います。ありがとうございます。

市瀬会長

高橋課長、ありがとうございます。教育委員会さんとお話しただけということ、期待しております。委員の皆さん、本当にご自身の活動の場の経験を踏まえながら、たくさんお話しただいて、本当にどうもありがとうございます。

皆さんひと通りお話しただいたところかなというふうに思いますが、最後に私の方から一つ質問させていただきたいんですけれども、就労支援に関する部分で、インターンシップ等を実施されるということなんですが、現場の声を聞きますと、例えば外国人といいましても、大学、東北大学さんのような先端高度人材を養成育成しているところから、高校に在籍してすぐ卒業したいという外国籍の方もいらっしやいますし、あるいは高専ですとか、あと職業学校とか日本学校とか、いろんなところこ、人材はいらっしやいます。外国籍で就職を希望される方は、分散しているのかなと思います。ですので、こういうインターンシップですね、これがどういう所を対象に考えられているのかっけていうのが1点です。もう一つは、インターンシップの受け手の方なんですけど、仙台市内とか県内には優秀な企業がありますけれども、一方で地域はですね、農業をはじめとして至極な人材不足に悩んでおります。そういうところと外国につながる方々との

マッチングが、あまり人材不足とニーズという意味で結びつけていくのが結構難しいのではないかと。特に、宮城県さんがマッチング支援等でイベント的にやることは、先程来、針生委員もおっしゃっておいりましたけれども、県のマンパワーとしても限界があるんじゃないかなというふうに感じているところです。ですので、もう少し就労支援の促進のところのイメージをですね、お伺いしたいなと思ひまして、質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（高橋課長）

ありがとうございます。今、市瀬先生がおっしゃったとおりですね、外国人の方、技術的なところ、本当に十人十色でございます。いわゆるその東北大学をはじめとする大学を卒業される留学生の方ってのは、いわゆる技人国とかですね、いわゆる高度人材の方でご活躍いただけるということです。私もインターンですね、やってみませんかとか募集するときは、特段、その技人国に該当するような高度人材だけでなく、幅広く、いわゆるそのブルーカラー的なところ、そういったところにつきましても、幅広く募集しているところがございます。結果から申し上げますと、どちらかというところブルーカラー的なですね、職種の方が多いかなという気はしてございますけれども、その辺はですね、私どもの方も、企業の募集を致しまして、様々な企業様の用途に応えられるような形で対応してまいりたいなというふうにご考えているところがございます。

それからですね、各業種によって、その人材不足に対するマッチング、これやっていく必要があるという先生のお話でした。これはおっしゃるとおりでございます、例えば、いろんな業種の中でも、その介護人材なんてのは、本当にこれ、大変な状況でございます、まさにその在留資格“介護”というものがですね、別立てでできるぐらいですね、これは人材不足になっているところがございます。その介護人材におきましては、例えばその令和7年度で、その日本人も含めてですけれどもね、介護人材の不足は約4,188人と言われております。つまり、その令和7年度に4,188人をとにかく日本人だろうと外国人の方だろうとこれ埋めないと、今の宮城県内のその介護は成り立たないと言われていくぐらいになっているところがございます。そういった中で、その4,188人の中で、例えばその介護につきましても、今までのだいたいの割合から言いますと、だいたいその介護人材の約1%程度がですね、外国人の方でやっているような状況でございます。したがって、その割合でいきますと、だいたい40人程度の外国人の方に、介護人材として働いていただく必要がある。統計データからみますと、そういう形になります。そういった意味で、その介護につきましても、ある程度そういった緻密な形ですね、今までのトレンド、それから今後の予想を加味した上で、どうやってその外国人の方をお招きするかということで、例えばインドネシア政府でございますとか、ベトナム政府、そういったところと調整をしているところがございます。

その他もですね、例えばその農業でございますとか、製造業、そういったところについても、やはり人材不足が非常に厳しい状況になってございます。今、公立の日本語学校を準備しているわけですがけれども、そういった中で彼らはそれを出口としたところが

必要になってくるわけでございます。例えば、製造業でいえば、学校を出ますと、こちらの県内にあるいろんな工場で働いていただく。そのために、じゃあ、その工場の方で何人必要なのかといったところも出てきます。先生、おっしゃったような農業の中で、農業大変大変だって、実際何が大変なんだ、といったところもありますので、そういったところにつきましては、まだまだですね、精緻な数値が把握できていない分野もございます。これはですね、企業さんへのヒアリング等々を通じまして、実際、その人材不足のうち何人ぐらいその外国人の方にご支援いただかなきゃなっているというのはですね、県庁の各部局と調整をしていきながら、しっかり今後対応していかなくちゃいけないというふうに考えてございます。またですね、今ここで、例えばその農業で何人今足りないの、何人外国人の方が必要なんですけど、申し上げられないところがあるんですけども、そこはですね、しっかり人数的なところも、意識しながら進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

市瀬会長

その他、何かございますでしょうか。はい、針生委員お願いします。

針生委員

今のお話に関連してなんですけども、実は、私の知り合いの建設会社の社長が、先日ベトナムに行ってきたと。コロナ禍は行けなかったの、本当に3年ぶり4年ぶりぐらいの訪問で、目的はですね、外国人の技能実習生の獲得のためにベトナムに行ってきたという話だったんです。「いや、針生さん、びっくりした。」という話をされたんですよ。「もう3年前、4年前とか環境が激変している。」と。日本を志望するベトナム人が激減しているっていう話です。これはなぜかという、やはり給料の格差がものすごく出ている。ですから、給料の高い方に皆引っ張られていくわけですね。なので、日本をこう志望するベトナム人が、もう激減しているという話で、この3年、4年の間に本当に環境が変わってしまったということで、だいぶその危機感を募らせて帰ってこられました。そうすると、やはりその、もちろん国際間の人の取り扱いということもありますし、あとは日本であれば、都道府県ごとのですね、競争というの、今後非常に激しくなるということは明白であります。その辺もですね、やはり我々も考えながら、どのような環境整備をしていくかっていうことは、本当に真剣に考えていかないとですね、今までは外国人の方に来ていただけという前提で組み立てていましたけれども、もう日本に来ないっていうことがですね、今、非常に企業の中ではですね、問題になっていることを話題提供として申し上げました。以上です。

市瀬会長

どうぞ、高橋さんお願いします。

事務局（高橋課長）

針生委員、本当にありがとうございます。私も、針生委員と危機感は本当に同じでございます。特に、昨今のこの円安によって、だいぶ目減りをしているという話も伺っております。ご案内のとおり、日本全体のその賃金が、ここ20年来、あまり変わっていない。ただ一方で、例えば、ベトナムだとか、インドネシアのお給料っていうのは、日本よりも具体的には5%とかで、どんどん上昇しているわけでございます。例えばベトナムとかで、ついこの間まで、日本円にすると2万円3万円だったお給料が、3万円4万円になっているということです。じゃあ、日本に来て手取り10何万円で、本当に満足するのかっていったところに、まさになってきているのかなと感じているところがございます。そういった為替の状況でございますとか、その賃金の全体的なトレンドは、なかなか一都道府県では難しいところはあるんですけども、ただそれを乗り越えてまで、日本に来ていただく、宮城に来ていただく。やっぱりそういった環境を私どもとして作っていかなくちゃいけないなというふうに考えております。針生委員、冒頭におっしゃったように、その企業さんとのネットワーク化、これ本当に大事だと思っております、そういったまさにその日々前線で働いておられる、経営されておられる方々のご意見をいただきながら、そういった賃金とか、そういったところ以外でもですね、改善すべきところは何かといったところですね。これを県としてもしっかりこれ勉強していかなくちゃいけないと思っておりますので、本当にここは資料にも書きましたけれども、宮城を選んでいただける外国人の方、それを一人でも増やしていく。そういったことを企業の皆様、それから市民の皆様のお力添えいただきながら頑張りたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

市瀬会長

高橋課長、どうもありがとうございました。以上、様々な貴重なご意見を頂戴したところですけども、皆さんのご意見を拝聴しておりますと、この第4期に対して本当に力強いご支持を頂いたところなのかなと言うふうに思います。今回は、中間案の審議となりますけれども、ぜひまた、本日の意見を活かしながら、また中間審議に臨むことができると言うふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。それでは、本日の議事を終了いたします。進行について事務局にお返しします。

司会

委員の皆様、どうもありがとうございました。最後にその他といたしまして、事務局からいくつかご連絡事項がございます。

事務局（板橋主事）

まず、はじめに第3回審議会についてご連絡いたします。次回の審議会は中間案と評価指標をご審議いただく予定でおります。日程については、11月の中旬から下旬の開催を予定しておりますので、本日の審議会が終わったのちに、改めまして日程調整の連

絡を差し上げます。次に、多文化共生シンポジウムについてご連絡いたします。11月19日の日曜日に、大崎市において多文化共生、主に日本語教育に関するシンポジウムを開催する予定であります。チラシ等広報物資が出来上がりましたら、委員の先生方にもご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは、以上です。

司会

その他、委員の皆様から何かご連絡事項等ございますでしょうか。それでは、以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。